

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条中一般職の職員の給与に関する法律第八条第八項の改正規定、同項第一号の改正規定、同項第二号

の改正規定及び同号に次のように加える改正規定並びに同法別表第十の改正規定を削る。